

かごしまエコファンド制度モニタリングマニュアル

第1 目的

本マニュアルは、「かごしまエコファンド制度」において、プロジェクト事業者が、二酸化炭素削減・吸収量をモニタリング、算定、報告するためのマニュアルである。

第2 モニタリング

1 モニタリングプロット

モニタリングプロットは、モニタリング項目をモニタリングする箇所・位置であり、実施面積、実施内容、地位を把握するために設置する。

設置にあたっては、これを適用する森林の代表性(地形、林相等)を有している必要があり、選定には十分に注意する。

(1) モニタリングプロットの設置位置

- ① プロジェクト対象森林の斜面の中腹にプロットを設置するものとする。
- ② 林縁効果を避けるため、隣接する林道・新植地・農地などの疎開面からは、少なくとも対象森林の平均樹高の2倍に相当する距離をとった林内に設置するものとする。

(2) モニタリングプロット設置数

申請箇所の樹種ごとに1箇所以上設置することとし、表1によるものとするが、生育状況等を加味し、その設置箇所を増やすものとする。

表1 モニタリングプロットの設置数

申請面積	プロット数
1 ha以下	1 箇所
1 以上 5 ha以下	2 箇所
5 ha超	5 ha増加ごとに1 箇所追加

(3) モニタリングプロットの規模

設置するプロットの規模は100m²とする。

2 モニタリング項目

(1) 面積

原則として、コンパス等による実測によりプロットを設定した対象森林の外周を測定する。

なお、補助金を受けて森林整備を実施した場合、その際に実測した面積等のデータをモニタリングでの実測結果として代用することが出来るものとする。ただし、その際には補助金を受けたことを証明できる資料(県への補助金申請書類等)を添付すること。

(2) 実施内容

間伐 プロット内の成立・伐採本数を計測し，間伐率を求める。

植栽 プロット内の植栽本数を計測し，h aあたり本数を求める。

(3) 地位

樹高を正確な樹高測定器による実測により測定する。

① 測定方法

プロット内の上層木2本以上の樹高を計測し，計測値の平均値を求める。

② 地位の特定

森林の上層樹高の平均値を算出し，この値を県スギヒノキ人工林育林管理システム（S I L K S / H）に代入する。これにより対象森林の地位を特定する。

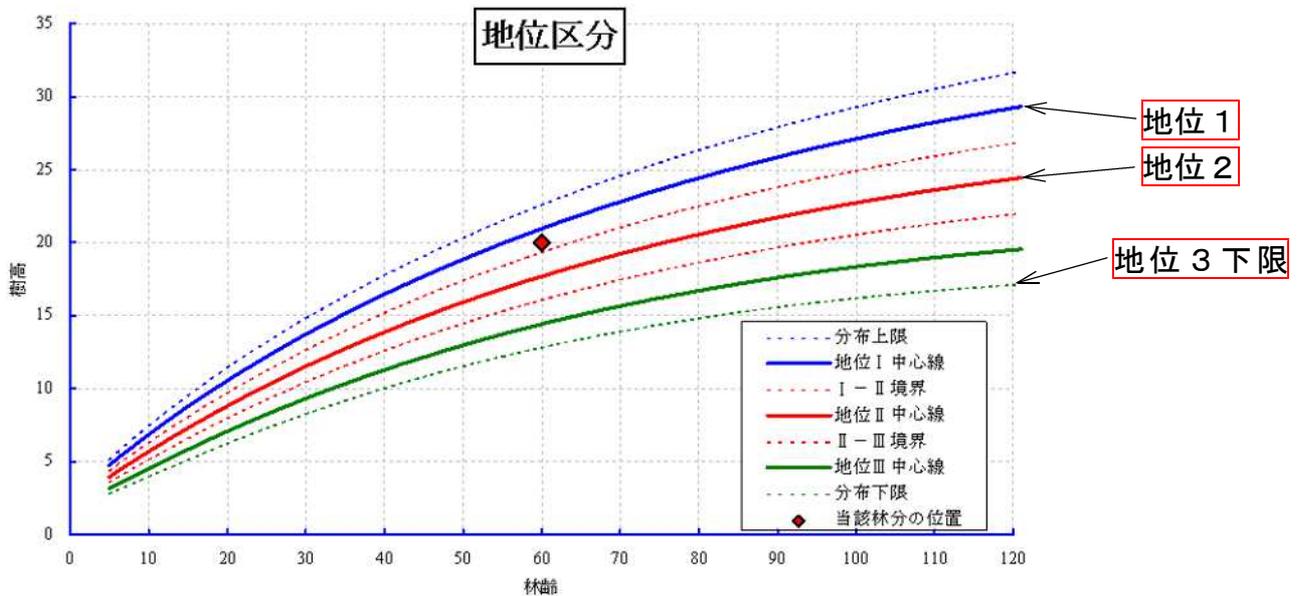
地位の判定あたっては，S I L K S / Hの結果が地位曲線の間にある場合は，下位の地位とする。例えば地位1と2の間の場合は，保守性を考慮し，地位2とする。

(図1)

ただし，特定された地位が地位曲線の地位3下限より下位になる場合は，例外として暫定的な地位を特性する方法を採用する。

地位3下限以下の場合の暫定的な地位の特定方法は環境省制定「J - V E R制度モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)」を準用する。

図1 県スギヒノキ人工林育林管理システム（S I L K S / H）



附 則

このマニュアルは，平成23年3月29日から施行する。